

「石川県外国人介護人材受入促進事業」 委託事業者選定に係る公募型プロポーザル 質問及び回答

項目	質問内容	回答
実施要領 3.本事業への参加資格等	石川県内の送出し実績は介護技能実習生しかなく、富山県を含む他県には介護特定技能人材を送出し実績がある場合は、本プロポーザルに参加不可でしょうか。	石川県内における介護特定技能人材の送り出し実績がない場合は、参加要件を満たさないものとして、本プロポーザルへの参加はできません。
実施要領 4.プロポーザル及び事業全体のスケジュール予定	・県主催の説明会を経て介護事業者の参加申込を受け付けるとありますが、参加する介護事業者は、選定された3者（程度）の異なる視察ツアーの中から、自ら希望するツアーを任意で選択する形式（あるいは第1希望、第2希望等を選択する形式）となるのでしょうか。 ・スケジュール表の注記に「⑩は参加申込状況等を基に判断し、実施不可となった場合は委託契約締結しない」と記載されておりますが、この「実施不可」となる具体的な基準（例：参加事業者が○社未満の場合は催行しない、等の最少催行ライン）は事前に設けられておりますでしょうか。それとも、申込状況を見た上で個別に協議となるのでしょうか。 ・スケジュール⑧の注記に「説明会開催にあたっての介護事業者への周知は県が実施する」と記載されておりますが、具体的にどのような方法で県内の介護事業者へ参加を呼びかけられる予定でしょうか。（例：県内の全高齢者施設へ案内文を郵送する、県のホームページ等で告知する、関係団体を通じて案内する、など）今後の集客規模の予測や説明会の準備を行うための参考としてご教示ください。	・応募方法については、御認識のとおりを想定しています。 ・実施可否判断における条件（最低参加事業者数等）については、一律の基準は設けておりませんので、個別の協議となりますが、例えば介護事業者から応募が無かった場合や海外現地の状況により安全かつ円滑な視察実施が困難となった場合などは実施不可と判断することが想定されます。 ・周知方法については、県内の高齢者施設等（関係団体、市町含む）にメールにて案内文を送付、および架電、県公式SNSによる周知などを検討しています。なお、集客規模の予測については具体的な見込数をお示しすることは困難ですが、できる限り多くの介護事業者に参加いただけるよう、県としても積極的に周知に取り組む予定です。

実施要領 4.プロポーザル及び事業全体のスケジュール予定	・⑧～⑩は契約前になるため、委託契約締結前のフェーズとなります。 ⑧の介護事業所向けの説明会はオンラインを想定されておりますでしょうか？会場実施の場合、直接説明実施時の対応者への交通費も契約交渉者の自己負担となる認識でしょうか。 ・⑩にて、「申込状況等に基づく実施可否判断」とありますが、実施可否判断をするにあたり、目安となる最低参加事業者数（例：〇事業者以上など）や、具体的な可否判断の条件・要件があればご教示ください。	・介護事業者向け説明会の開催方法については、「会場＋オンライン」のハイブリッドでの開催を想定しています。なお、実施要領に記載のとおり、スケジュール①～⑩は委託契約外の業務であることから、仮に会場にお越しになりご説明いただく場合の交通費については契約交渉者の自己負担となります。 ・実施可否判断における条件（最低参加事業者数等）については、一律の基準は設けておりませんので、個別の協議となりますが、例えば介護事業者から応募が無かった場合や海外現地の状況により安全かつ円滑な視察実施が困難となった場合などは実施不可と判断することが想定されます。
実施要領 6.プロポーザルへの参加	「納税証明書（その3またはその3の3、および石川県税の納税証明書）」について、原本ではなく「写し（コピー）」での提出は可能でしょうか。	写し（コピー）での提出でも構いません。
実施要領 7.企画提案書の作成・提出方法等	・10名を想定で視察旅行案を提出します。しかし、人数が10名か少ないかで適用される予約カテゴリーも料金も異なります。うちは10人でなくても、たとえ2人しかいなくても視察を実施します。そのために、企画提出段階では予定の期日と料金で案内をしますが、実施に募集をしてみても確定となるため、不確定要素もあります。その点は、視察旅行の募集案内でも記載します。そのような考えでの企画書提出でよろしいでしょうか？ ・もし上記の内容で企画段階の期日、料金の確定を求められるのであれば、利用する予約カテゴリーを10人以上の場合で設定することも可能ですが、集約後、仮に5人になった場合、5人分のキャンセル用が発生します。キャンセル料を委託費または参加者旅費負担から補填いただくことは可能なのでしょうか？どのカテゴリーの予約を利用するか決める際の判断材料になりますので、教えてください。	・見積書については、おっしゃるとおり企画提案書の提出段階では参加事業者数が確定していないことから、予定の金額にて作成、提案をお願いします。また、介護事業者向けの説明会でも金額はあくまでも予定であることを前提にご説明いただくことで問題ありません。 ・なお、キャンセル料の取り扱いについては、仕様書第6の3（対象外経費）において明記しておりませんが、委託料の対象となる経費は実際に視察を実施するために要した費用を基本としていますので、参加者数の変動によって生じるキャンセル料の取り扱いについては、現時点では委託費または参加者旅費加算からの補填を想定しておりません。
仕様書 第4 委託契約者数	本事業では「3者程度」の委託契約者が選定される想定とのことですが、各提案者が同じ「視察国」を提案し、複数者が採択された場合、募集に応じた介護事業者はどのような基準・方法で各受託者へ配分されるのでしょうか。県が調整を行うのか、あるいは介護事業者側が希望の視察国（受託者）を選択する形式なのか、現時点の想定をご教示ください。それとも、原則として「異なる3ヵ国」となるよう、視察国の重複を避けて選定される想定でしょうか。	応募については、仮に視察国が同一であっても、視察する送り出し機関等の具体的な視察先が異なる場合は介護事業者にとって得られる情報や内容が異なるものと考えており、介護事業者側において希望する提案を選択する形式を想定しています。 また、契約交渉者の選定については、実施要領に記載の審査基準に従い評価・選定するものであり、視察国の重複を避けて選定することは想定しておりません。

仕様書 第5 業務の内容	現地視察当日のアテンドにおいて「通訳（1 名以上）を配置すること」とありますが、現地視察先の送り出し機関等に所属する日本語対応可能なスタッフが、当日の通訳業務を兼任することは認められますでしょうか。	・通訳者の兼任については、特定の制限を設けておりませんが、参加事業者への正確な通訳、参加事業者からの質問等に対する適切な対応、および体調不良等の緊急時においても必要なコミュニケーションが取れる方の配置をお願いします。
仕様書 その他	実際の海外現地視察（ツアー）において、貴県のご担当者様も同行（参加）される予定はございますでしょうか。もし同行される場合、当該ご担当者様の渡航費や宿泊費等の手配、およびその費用負担はどのようになりますでしょうか。（例：本委託費用（上限150万円）の中に含めて受託者が手配・負担するのか、それとも県にて別途手配・公費負担されるのか）	・県担当者の同行については、現時点で予定しておりませんが、仮に県担当者が同行することとなった場合においても、県担当者の渡航費・宿泊費等は本委託費用（基本委託料上限1,500千円）には含まれず、県が別途公費にて負担いたしますので、受託者が県担当者分の費用を手配・負担する必要はありません。